

社会福祉法人にいがた寿会 令和6年度介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画について

当法人の介護職員等の処遇を改善する、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年度介護報酬改定において、要件及び加算率を組み合わせるかたちで、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化されます。また、令和6年2月分から支給開始した介護職員等処遇改善支援補助金は、令和6年2月分から5月分の4か月限定であり、6月分からは、新たな「介護職員等処遇改善加算」に包括されます。

以上により、当法人は、令和6年6月からの新たな「介護職員等処遇改善加算」のうち新加算Ⅰを算定し、賃金改善の実施期間等は、下記のとおりです。

当法人全体で令和6年度の賃金改善の見込額は、下記のとおり、169,000千円（加算見込額約168,665千円、当法人負担額約335千円）であり、これを給与及び手当等として、各職員に支給いたします。

記

1. 賃金改善の実施期間 令和6年6月分～令和7年5月分
2. 賃金改善計画（法人全体）

単位：円

介護職員等処遇改善支援補助金見込額（令和6年6月～令和7年5月分）	168,665,194
うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	14,440,290
うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰越す部分の見込額	0
令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額	168,665,194
賃金改善見込額（令和6年6月～令和7年5月分）	169,000,000

※ 上記の加算見込額は、現時点での推計値であり、実際の加算額は、基本サービス費に各種加算減額を加えた1月当たりの総単位数に加算率を乗じたものとなります。

3. 賃金改善を行う具体的な取組

(1) 基本給 (2) 役割給 (3) 加算基本給 (4) 職能手当 (5) 役付手当